

ハンドル共済 重要事項説明書

令和4年6月改訂
岐阜県火災共済協同組合

この説明書は、ハンドル共済（自動車事故費用共済）に関する重要な事項を説明するものです。ご契約前に必ずご一読いただき、共済の内容をよくご確認ください。また、申込書記載内容にも誤りがないことをご確認のうえお申し込みください。

ご契約の内容は、自動車事故費用共済普通共済約款・特約によって定まり、ご契約に際しては、その内容をご承認いただくことになります。

詳しくは普通共済約款・特約にてご確認ください。また、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または岐阜県火災共済協同組合（以下「当組合」という。）までお問い合わせください。

■ 共済の仕組み

自動車事故費用共済（ハンドル共済）は、ご契約いただいた車両を、次の運転者が運転中の事故により、自己または他人の生命もしくは身体を害したことにより生じる共済契約者の経済的負担を補償する共済です。この共済の共済金は、共済契約者にお支払いします。

- 運転者の範囲
- ① 共済契約者
 - ② 共済契約者の同居の親族（共済契約者が法人である場合は除きます。）
 - ③ 共済契約者が雇用している者
 - ④ 共済契約者が届け出た上記以外の者（2名まで）

■ 共済金をお支払いする主な場合

下の一覧表をご覧ください。

詳しくは普通共済約款・特約にてご確認ください。

お支払いする事由	対象者	補償金額	お支払いの条件
死 亡	運転者・同乗者	① 最高 300 万円	事故日から 180 日以内
	相手側	②	
後遺障害	運転者・同乗者	③ 12～最高 300 万円	1 級～14 級の等級に応じて 事故日から 180 日以内
	相手側	④	
死亡臨時費用	相手側	⑤ 30 万円	事故日から 180 日以内
入通院臨時費用	相手側	⑥ 30,000 円	通算 3 日以上の入通院に対して
入 院	運転者・同乗者	⑦ 1 人あたり	⑦～⑩合算で 1 日 18,000 円まで
	相手側	⑧ 日額 4,500 円	
通 院	運転者・同乗者	⑨ 1 人あたり	
	相手側	⑩ 日額 2,250 円	
対物事故共済金特約	相手側	⑪ 30,000 円	契約者の経済的負担額が 2 万円を超えるとき (共済期間内 1 回)
車両事故共済金特約	契約車両	⑫ 30,000 円	契約車両の損害額が 3 万円を超えるとき (共済期間内 1 回)

- ※ ①～⑩の共済金額は共済期間内で合計 300 万円です。
- ※ ⑦～⑩は対象者ごとに最高 365 日（実入通院日数）まで対象になります。
- ※ ①～⑩の相手側の補償は契約車両に過失がない場合はお支払いできません。
- ※ ①～⑩の相手側の補償はそれぞれの当該額を限度に契約者の実際の経済的負担額をお支払いします。
- ※ ⑧と⑩の合計お支払い額が 3 万円以上のとき、⑥のお支払い事由がある場合は、その額から 3 万円を控除します。

■ 共済金をお支払いできない主な場合

この共済では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては共済金をお支払いできません。なお、ここには共済金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通共済約款・特約にてご確認ください。

- ① 運転者、傷害を被った者、共済契約者または共済金を受け取るべき者の故意によるとき
- ② 運転者が無免許で被共済自動車を運転している場合、酒気帯び状態等で被共済自動車を運転している場合。または麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に生じた共済契約者側の傷害によるとき
- ③ 運転者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるとき
- ④ 地震・噴火・津波、台風・高潮・洪水によるとき

- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動によるとき
- ⑥ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき
- ⑦ ④～⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるとき
- ⑧ 原因がいかなるときでも、傷害を被った者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

■ 特約

- (1) 対物事故共済金特約：事故により、他人の財物に損害を与えたときに、共済契約者に2万円以上の経済的負担が生じた場合は、3万円をお支払いします。（共済期間内1回のみ）
- (2) 車両事故共済金特約：契約車両に3万円以上の損害が生じた場合は、3万円をお支払いします。（共済期間内1回まで）

■ 共済期間

この共済の共済期間は、お申込み日の翌月1日の0時から、翌年の始期月前月末日の24時までの1年間です。ただし、直接集金での初回お申し込み時は、共済責任が申込日翌日の0時から始まり、翌年の申込月末日の24時までとなります。

また、共済期間（初回お申し込み時は責任期間）が始まった後であっても、共済掛金領収前に生じた事故に対しては共済金をお支払いしません。（共済掛金を口座振替により払い込む場合は、このかぎりではありません。）

■ 共済掛金および払込方法

共済掛金は被共済自動車の車種により決定されます。また、実際のご契約の共済掛金は申込書記載の額となりますので、必ずご確認ください。

共済掛金の払込方法は、一時払（年払。口座振替、直接集金）または分割払（月払。口座振替）からお選びください。ただし、代理所により一部お取扱いができないお支払方法がありますので、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

■ 口座振替契約の継続方法

共済掛金のお支払方法に口座振替をお選びいただいた場合、口座振替による共済契約の継続に関する特約（口振継続特約）が自動付帯され、特約に基づき、当該契約の終期が属する月の15日までにお申し出がなければ、満期となるご契約と同一の内容によりご契約が継続されます。

■ 満期返れい金

この共済には満期返れい金はありません。

■ クーリングオフについて

契約後、一定期間内にかぎり無条件でお申し込みの撤回をすることができる制度をクーリングオフ制度とありますが、この共済は共済期間が1年を超えない契約であるためクーリングオフをすることができません。お申し込みにいただくにあたっては、この共済の補償内容等を十分にご確認のうえお申し込みください。

■ 告知義務（ご契約時にお申し出いただく事項）

ご契約後に被共済自動車の用途・車種・登録番号の変更、被共済自動車の入替・譲渡および事故が発生した場合は、必ず取扱代理所または当組合までご通知ください。ご通知がない場合、共済金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

なお、ご契約いただける車両は、① 自家用乗用自動車、② 自家用軽乗用自動車、③ 自家用普通貨物自動車（2t超）、④ 自家用普通貨物自動車（2t以下）、⑤ 自家用小型貨物自動車、⑥ 自家用軽貨物自動車の6車種と一部の自家用特殊用途自動車にかぎり、その他の車種（事業用車両（緑・黒ナンバー）、二輪車など）の車両をご契約いただくことはできません。（契約可能な自家用特殊用途自動車は取扱代理所または当組合にお問い合わせください。）

■ 通知義務（ご契約後にお申し出いただく事項）

ご契約後に被共済自動車の用途・車種・登録番号の変更、被共済自動車の入替・譲渡および事故が発生した場合は、必ず取扱代理所または当組合までご通知ください。ご通知がない場合、共済金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

■ 共済掛金の払込猶予期間等の取扱い

共済掛金は、契約締結と同時に お支払いいただきます。共済期間が始まった後であっても、共済掛金領収前に生じた事故に対しては共済金をお支払いしません。ただし、共済掛金を口座振替により払い込む場合は、このかぎりではありません。また、その場合において、共済掛金の払込前に事故が発生したときは、その共済金をお支払いするまでに共済掛金をお支払いいただきます。

月払契約において、共済金をお支払いする事故が発生した場合には、未経過期間の共済掛金をご請求する場合があります。

共済掛金の収受を契約者が指定する口座からの自動振替によって行う場合には、払込期日の属する月の翌月末までに共済掛金（月払共済掛金）のお支払いがない場合、共済始期日（月払契約は当該月払共済掛金の応答月の1日）以降に発生した事故に対しては共済金をお支払いできません。初回口座振替付契約は初回振替不能の場合、契約は失効します。

なお、払込猶予期間中に共済掛金をお支払いいただけない場合には、共済契約を解除させていただくことがあります。

■ 解約と解約返れい金

解約される場合は、取扱代理所または当組合までお申し出ください。年払契約は、共済期間のうち未経過であった期間に相当する共済掛金を当組合の規定により解約返れい金としてお支払いする場合があります。

月払契約には、解約返れい金はありません。

■ 重大事由による解除

共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合や共済契約者（被共済者）が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、共済金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

■ その他ご注意いただきたいこと

(1) 当組合は、異常災害その他の事由により損失金が生じ、かつ、その損失金を繰越剰余金、諸積立金、金融機関の支払保証等をもって補填することができなかつたときは、総代会の議決を経て、既に共済金の請求書類を県共済が受け取っている場合は、共済金を減額してお支払いします。

また、共済契約を引き続き引き受ける場合は、共済掛金の追徴や共済金の減額を行う場合があります。

(2) 共済掛金をお支払いいただきますと、当組合所定の共済掛金領収証を発行いたしますので、お確かめください。

ただし、共済掛金を口座振替により払い込む場合は、共済掛金領収証を発行いたしませんのでご了承ください。

(3) ご契約いただきますと、共済契約証書または共済契約継続証を発行いたしますので、大切に保管してください。

(4) ご契約者の住所などを変更される場合には、必ず取扱代理所または当組合までご通知ください。ご通知いただけない場合には、重要なお知らせやご案内をすることができないこととなります。

(5) 事故にあわれたときには、遅滞なく取扱代理所または当組合までご通知ください。遅滞なくご通知のない場合は、共済金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

■ 個人情報の取扱いに関する事項

当組合は、この共済契約に関する個人情報を、共済引受・支払の判断、この共済契約の履行、付帯サービスの提供、当組合の取扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施などを行うために利用するほか、下記およびその他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 上記業務のために、業務委託先（代理所を含む）、医療機関等共済金の支払に関する関係先などに提供を行い、また、これらの者から提供を受けることがあること
- ② 再共済契約の締結や再共済金の請求などのために、再共済機関等に提供を行う（再共済機関等から他の再共済機関等へのものを含む）ことがあること
- ③ 協力関係にある中小企業関係団体等や提携先に提供を行い、そこが取扱う商品などの案内・提供を行うことがあること
- ④ 共済制度の健全な運営の確保または不正な共済金の請求の防止のため、事故発生の際、この共済契約と共済金請求に関する事項について他の保険会社などに確認することがあること

■ 共済に関するご相談・苦情の窓口

当組合では、ご利用の皆様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口において、ご相談および苦情を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- お問い合わせの共済契約内容（共済の種類・契約年月日など）をお確かめのうえ、お電話下さい。
- プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は契約者ご本人様よりお願いいたします。

☆ 岐阜県火災共済協同組合

TEL 058-272-3555・受付時間 8:30~17:00（土曜日・日曜日・祝日、12月30日~1月5日を除く）
連合会でも、ご相談および苦情を受け付けておりますので、下記までご連絡ください。

☆ 全日本火災共済協同組合連合会（日火連）

TEL 0120-511077・受付時間 9:00~17:00（土曜日・日曜日・祝日、年末年始の休日を除く）
苦情などのお申し出につきましては、当組合と日火連それぞれが連携を図りながら対応いたしますが、解決がつかない場合には、下記の一般社団法人日本共済協会共済相談所へご相談いただくこともできます。一般社団法人日本共済協会では、審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により、解決支援業務を行います。

☆ 一般社団法人 日本共済協会共済相談所

TEL 03-5368-5757・受付時間 9:00~17:00（土曜日・日曜日・祝日、年末年始の休日を除く）

※ 自動車事故賠償に関する紛争につきましては、お取り扱いしていません。

ご契約に際しては、上記の重要事項説明書および自動車事故費用共済普通共済約款ならびに特約を十分にご確認・ご了解のうえ、共済契約申込書をご提出ください。なお、共済契約申込書にいただく申込人印は、この重要事項説明書を受領・同意された印も兼ねておりますので、ご了承ください。